

市街地再開発に伴う東京讃岐会館等県有資産利活用検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 東京讃岐会館の区域を含む三田小山町西地区第一種市街地再開発事業の都市計画決定に伴い、本県が当該地区内の県有資産の利活用方法の検討を行うにあたり、幅広く意見を求めるため、「市街地再開発に伴う東京讃岐会館等県有資産利活用検討委員会」(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 検討委員会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

2 委員は7人以内とする。

3 委員は、知事が委嘱する。

4 委員の任期は平成29年3月31日までとする。ただし、知事が必要と認めるときは、延長ができるものとする。

5 検討委員会に委員長1名を置く。

6 委員長は、委員の互選により選出する。

(会議)

第3条 知事は必要に応じ、会議を招集し、委員長はこれを主宰する。

2 検討委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する者を委員の互選により選出する。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に委員会への出席を求め、意見を聞くことができる。

5 委員は、やむをえない事情があるときは、委員に代わり代理者を出席させることができる。

(事務局)

第4条 検討委員会の事務を処理するため、政策部政策課内に事務局を置く。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、平成28年7月5日から施行する。

別 表

(五十音順)

委員名	役職等	備考
井原 理代	香川大学名誉教授・高松大学教授	(学識経験者)
岩崎 敬子	香川県商工会議所女性会連合会会長	(経済・商業)
河田 正行	香川県観光協会理事	(観 光)
工代 祐司	香川県審議監	(行 政)
桑村 美奈子	たかまつ創生総合戦略推進懇談会委員・ 地域イベントプロデューサー	(若い世代)
橋詰 信子	東京香川県人会副会長	(東京都人会)
原 幸宏	日本政策投資銀行四国支店長	(金融・事業)